

介護予防・日常生活支援総合事業を利用して自立した生活を続けましょう

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした市町村が行う介護予防事業です。介護保険の認定を受けていない場合も、一人ひとりの状態に合わせた柔軟なサービスを受けることもできます。できるだけ介護を必要としない生活をおくるためにも、介護予防・日常生活支援総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。利用については、「健康福祉課 介護保険グループ」または「九重町地域包括支援センター」にご相談ください。

利用までの流れ

「介護予防・日常生活支援総合事業」には、要介護（支援）認定を受けた人や健康福祉課や九重町地域包括支援センターが行っている「基本チェックリスト」により生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」とがあります。



「介護予防・日常生活支援総合事業」では、こんなサービスが利用できます

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

●ホームヘルパー等が居宅を訪問し、調理や掃除等の生活援助や、生活機能向上のための支援を行います

◆自己負担額

★訪問型生活機能アップ事業（現行相当サービス）

- 1, 168円（週1回程度）
- 2, 335円（週2回程度）
- 3, 704円（週3回程度）

★訪問型生活支援サービス事業（生活援助中心の緩和型サービス）

250円（1回）

★生活リハビリテーション短期集中訪問事業〈短期集中自立支援型〉

身体機能	短期集中訪問事業	} 500円（週1回程度）
栄養改善	短期集中訪問事業	
口腔改善	短期集中訪問事業	



通所型サービス

●通所介護施設で、日常生活の支援や生活行為向上のための支援を行います

◆自己負担額

★通所型生活機能アップ事業（現行相当サービス）

- 1, 647円/月（週1回程度）
- 3, 377円/月（週2回程度）

★短期集中リハビリ教室〈短期集中自立支援型〉

450円（週1回程度）



注意 ※上記自己負担額は、介護保険利用の負担が1割の方です。
※一定以上の所得のある方で2割負担の場合は、上記の倍額となります。

※事業対象者になった後や、サービスの利用を開始した後でも、状態の変化があった場合には要介護（支援）認定の申請をすることができます。